

「福沢屋諭吉」の発展・転換過程：明治前期 出版文化史の一断面

長尾，政憲 / NAGAO, Masanori

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

79

(終了ページ / End Page)

93

(発行年 / Year)

1974-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010933>

「福沢屋論吉」の発展・転換過程

— 明治前期出版文化史の一断面 —

長 尾 政 憲

一、はじめに

主題の「福沢屋論吉」期は次のように時期区分ができる。

- (1) 後期新銭座期⁽¹⁾ 明治二年十一月—
- (2) 三田期 同四年三月—
- (3) 慶応義塾出版局期 同五年八月—
- (4) 慶応義塾出版社期 同七年一月—八年九月

右の(1)の始期は、「福沢屋論吉」として書物仲間問屋組合加入を願出たときであり、(4)の終期は出版条例改正により問屋組合が自然消滅したときである。なおその後も十五年三月一日の時事新報創刊までの六年余は、義塾出版社と福沢の関係はつづくから、これを「後期福沢屋論吉期」と設定できる。

本稿は、右の期間における福沢の出版業経営の状況、規模、収益などの実態をつかみ、明治前期出版文化史の一断面を明らかにするとともに、福沢研究の従来顧みられなかった側面を照らしだそうとするものである。

「福沢屋論吉」の発展・転換過程（長尾）

二、前史—新銭座における自営出版業

福沢は書物仲間に加える前から自営出版業を始めていた。その時期は慶応四年四月の慶応義塾創設直後で、義塾の事業の一環として「商売を試みた」(福翁自伝)ことは既に別稿で触れた⁽³⁾。同年九月ころから以降は、福沢の著訳書は、①著訳者名—慶応義塾同社、②蔵版印—慶応義塾、③巻末広告—慶応義塾蔵版目録の形態をとるものが多くなるのが特徴的である。

(1) 出版書目

この点では、従前の西洋事情、電銃操法などにつづく、兵書系列の洋兵明鑑(明二・一)や、制度・政治系列の英国議事院談(二・二)、清英交際始末(二・四)とは傾向を異にする⁽⁴⁾。窮理図解(一・九以後)世界国尽(二・一〇)という童蒙用教科書の系列が開発されていることが、注目に値する。

(2) 出版作業場の規模

作業場としては、新銭座の義塾の敷地内にあった社頭福沢の住居とその土蔵が使用されたい。土蔵に現金千両余で一括購入

した土佐半紙百数十俵を積みこみ、数十人の版摺職人を雇い、版木師・製本仕立師も傘下に入れた大規模な工場制手工業で、旧同藩士族八田小雲・松口栄蔵が監督にあたった。

(3) 上方偽版問題

義塾創立、自営出版開業のころから、福沢を悩ましたのがこの問題であった。慶応四年四月十日、官軍の江戸城入城の前日、福沢は中外新聞第一二号に広告をのせ、「西洋旅案内」の偽版売出し人の「名前住所」の報知を求め、「重版は万国普通の厳禁……御制度御一新の折柄、何卒此律を厳正に」してほしいと厳重取締りを要望している。明治元年十月には「翻訳書重版の義に付奉願候書付」により新政府の取締官庁へ運動をし、偽版の板木没収・賠償金賦課の罰則を主張している。右の「書付」によると、当時偽版は西洋事情に三種、西洋旅案内に二種あり、別に条約十一国記にも一種があった。

右のような偽版の盛行は、自営出版業の発展を阻害し、そのため福沢は「訳書は色々出来居候共開版売出し出来不申」と悲痛な叫びをあげている。⁽⁷⁾しかし、翌年に入ると、偽版の版木没収など、若干成果があがつて来る。⁽⁸⁾それは出版取締法規の整備に関係があった。

三、出版条例と書物仲間問屋組合加入

(1) 戊辰戦争下の言論統制と出版法規

戊辰戦争によるニュースへの渴望は多くの邦字新聞の創刊を呼んだが、中外新聞の柳河春三、江湖新聞の福地桜痴など旧幕臣の

論調は政府を刺戟した。そこで政府は、新著並びに翻刻書の官許主義を（四月廿八日）達し、さらに官許なき分は板木製本の没収、刊行書林、頭取・売払人の処罰を布告（六月八日）し、厳重な検閲制を設け、反政府新聞を根絶させた。

一般出版物については、六月二十日、学校官の草稿事前検閲制を布告、翌二年一月二十七日、管轄府藩庁への願出、稿本提出、納本義務、既刊蔵版書目の登録、重版禁止などを令達した。重版については「従来制禁……猶官許ヲ不受本文一字ノ異同無之惟題号ノミ相換出版候者有之……屹度可有之事」⁽⁹⁾と戒めた。福沢の偽版問題が一度前進したのも、これにもとづいていいる。

(2) 明治二年の新聞紙印行条例と出版条例

戊辰戦争の本土における終熄後、政府は新聞紙印行条例（二月八日）と出版条例（五月十三日）を公布した。前者は開成学校と各府県裁判所の検閲による政法・軍事の報道統制、人罪誣告の厳禁など明確にする一方、無害のニュース報道を奨励するものであった。

後者は出版改め方の所管を学校と定め、事前の出版願、出版後の納本を義務づけ、記事内容には前者と同趣旨の「妄りに教法を説き、人罪を誣告し、政務の機密を洩し或は誹謗」する者などに罪を科すこととし、言論の統制を行うとともに、他方「圖書を出版する者は官より之を保護して専売の利を収めしむ」と出版権・著作権の保護を規定し、これに伴い重版禁止、当事者の処罰、被害者救済の規定を設けた。重版は発行者・売捌人ともに板木・製本の没収、著述出版人への償金にあてられる罰金などの罰則も明

確となった。

そして、偽版の摘発・防止は、「三都書肆中の人を撰び、年行司を置」いて業者間の自己統制により行うことに定めた。江戸時代以来の書物仲間屋組合の組織機構の踏襲である。

福沢が前年来、企業防衛上必死に求めてきた版權保護規定の確立は、言論統制の反面を伴いながら、ここに実現をみる。爾後、引きつづく偽版には、この条例の規定を楯に福沢が監督官庁に迫る事例が多くなるのである。⁽¹⁰⁾

(3) 書物仲間屋組合加入——「福沢屋」誕生

自営出版業段階から書物仲間の段階へ、すなわち主題の「福沢屋論吉」の生成は、この年十一月であり、上に述べた出版条例体制のもとに行われたのである。

差上申一札之事⁽¹¹⁾

一、今般私儀仲間屋組合加入渡世仕度奉存候に付、岡田屋嘉七殿を以御願申上候処御評議の上御承知被_レ成下_二系奉存候、然る上は兼て被_レ仰渡_二御法度の趣は不申及_二、禁忌の書類等決て取扱申間敷、重板・類板等紛敷品一切取扱不_レ仕、総て御仲間規定堅く相守可_レ申候、萬一当人身分に付、如何様の儀出来候共、加判の者引請、早速埒明、御仲間へ少も御苦勞相掛申間敷候間、何卒御役所御帳面御書加へ被_レ成下_二候様、宜敷奉_二願上_二候、以上

明治二巳年十一月

「福沢屋論吉」の発展・転換過程（長尾）

芝金杉川口町
善兵衛地借

福○沢○屋○論○吉○

神明町
家持

嘉（岡田屋）七

冬掛り

御行司衆中

と加入願書の文言はなっており、これにもとづき、書物屋版組連名帳に新加入「福沢屋論吉」として登録されたのである。⁽¹²⁾

四、後期新銭座期「福沢屋論吉」の出版活動

（二年十一月～四年三月）

この時期は、問屋組合に加入して「福沢屋」と呼称した福沢にとっては、本業としての出版業の創業期である。しかし、出版事業場は、上に述べた自営出版期と同じであり、出版書目も既刊のものが主で、新刊は少ない。

それは、三年五、九月の福沢の大患と秋の中津婦省によるブランドが大きく響いているが、福沢のいま一つの生活の柱である慶応義塾の生徒数増加、塾舎満員により増築が必要となったが財政難で実現できず、⁽¹³⁾そのため福沢は「社中同志の人と談じ、此義塾を挙て官有となし、義塾を本とし天下諸方へ手分け教授も可致」、自分自身も出掛けようと決議するまでに至るといふ窮況に追いこ

まれた事情を併せ考えねばなるまい。(事実、版籍奉還後の各藩が洋学校開設に熱意を燃やし教師の招聘を交渉して来るものが少なくなかった)⁽¹⁴⁾

結果的には借用による分校設置となり、汐留分校(明二・八)、竜源寺分校(明三・四)広度院分校(明三・五)、江川長屋外塾(明三・九)などにより応急措置を講じた。⁽¹⁵⁾ 福沢は東京府の依頼に応じて西洋の警察法翻訳をして新校地借受けのコネをつけたり、右大臣岩倉具視を訪問して尽力を懇請したり、福沢義塾の三田島原藩邸の購入・借地実現に苦心する。⁽¹⁶⁾

いわばこの期の福沢屋論吉は、次の三田期への準備期であったとみることができよう。

(1) 出版書目

初期福沢の著述の統編たる雷銃操法の巻之三、西洋事情の二編がこの期の新刊書目である。前者は、題言末尾と奥附の刊記から、二年十月脱稿↓十二月出版許可↓三年春↑夏ごろ刊行と推定され、その奥附に、慶応義塾蔵版とのみ記し、既刊の巻之一・二が「和泉屋善兵衛発兌」としたのと異なるのは、書肆福沢屋の地位が自立したのを示し、また「禁偽版」を奥附に明記したのは、巻之一・二に偽版の噂が出たのに対応するものであった。

後者は、その巻之一の例言と見返しの刊記から二年九月脱稿↓三年十月出版許可↓刊行と推定される。これは既刊の初・外編と同じく岡田屋の発兌⁽¹⁷⁾売弘で、書物仲間加入のさいの保証人たる岡田屋との関係は福沢屋自立後もお密であったことが知れる。

(2) 福沢屋の販売形態

書物仲間の一員として福沢屋論吉の行った商取引の形態として、直接販売における定価割引や運賃負担などのやり方をみよう。

① 柏木総蔵あての場合⁽¹⁸⁾(明二・十二・二五)

「せかい国づくし」の漸く一兩日前製本出来申候に付、不取敢忝部拝呈仕候」と新刊直後の見本を送付、「外に拾部売物として差出候間宜敷御取計奉願候」と売品を一括送呈し、この直接販売は部数増加に応じ、第1表の割引率を適用することを知らせている。

これは福沢屋の取引基準であったらしく、次の九鬼隆義あて書簡でも同様の提示をしている。⁽¹⁹⁾

第1表 「世界国づくし」割引率
(定価1部1両1歩)

10部以上	10%引
100部	15%引
250部	20%引
500部	25%引
1000部	30%引

② 三田藩知事九鬼隆義あての場合(三年二(四月))

九鬼のばあいは、見本送付↓代金回収の過程が細かくわかる(↓第2表)。なお、二月二十日の書簡で、

「無益の手續を省き有害の間違を防がん為め態と御直に勘定書を奉入御覽候」とあえて藩知事あての請求書を出したとし、次の福沢屋名義の「覚」を同封している。

一、金貳百五拾兩也

せかい国づくし貳百部代 壹部に付金壹兩壹分

内 金三拾七兩貳分 定価割半引

残正味 金貳百拾貳兩貳歩也

右の通り相成申候間、代金は為替にて御遣被成下候様奉願候 以上

二月廿日

福沢屋論吉

三田様 御取次衆中様

とあり、なお運送費については、

東京→大阪(三田藩蔵屋敷)

大阪→現地(三田)

福沢屋持ち
先方持ち

と大阪までを出版元負担としている。

(3) 偽版対策

上方偽版への対応として、

福沢は三年十一月、中津婦省の途次、大阪市内の書店で偽版本の現物を買集め、京都府に右の請取書添付の上、取締願書を出し、一応の成果をあげている。⁽²⁰⁾ 出版条例の効果といえよう。三年初冬の刊記のある西洋事情二編、巻之四本文の末尾の「禁偽版」の文字や、巻末の慶応義塾目録中の書名の下に「上方に偽版三

第2表 商取引の一例(九鬼あての場合)

明3.1.22	見本1部送付	福沢→九鬼
?	200部 注文を受く	九→福
2.15	「製本出来次第箱詰仕 御屋敷迄差出し可申」 (通商丸により横浜→大阪)	福→九
2.20	200部発送通知(請求書同封)	//
4.12	// 到着	九→福
4.25	代金、東京「御屋敷より請取 申候」の通知	福→九

四様ありて方今も偽本を売買せり」「これも偽版二三様あり」……と読者に偽版書目の存在を知らせ、関心を喚起し

ていた福沢が、いまや直接、偽版の発生現場に摘発を行ったものとして注目される。⁽²¹⁾

福沢は出版条例体制下の問屋組合加入により、その版權保護規定を最大限に活用したのである。

五、三田期「福沢屋論吉」の出版活動

(四年三月～五年七月)

(1) 慶応義塾の三田移転

明治四年三月、慶応義塾は新銭座から三田旧島原藩邸跡に移転し格段の内的充実をする。既に三年前の創設時に福沢は「慶応義塾之記」を起草し「彼の共立学校の制に倣ひ」同志の結社(同社・社中・会社)による私立学校形態を確立していたが、ここに改めて「社中之約束」⁽²²⁾を版行頒布し、塾監・会計・童子・教授の四項にわけて学校運営方針の成文化を行った。そして義塾が独立の人格で「福沢氏の私有にあらず社中共同の有」であり、半教半学、「師弟の分を定めず、教る者も学ぶ者も、概してこれを社中と唱ふ」と定義づけた。

義塾のこうした飛躍的な前進は、福沢屋論吉の出版業経営に新しい転期をもたらした。すなわち、一万坪以上もある敷地内の、旧長屋を印刷工場とし、職工もここに住ませた。監督は旧同藩の八田、松口がひきつづきこれにあたり、売捌きにも従った。

(2) 出版書目

この期で特徴的なのは、童蒙用教科書関係の出版がより充実したことである。

「福沢屋論吉」の発展・転換過程(長尾)

① 啓蒙手習之文

序文末尾と見返しを照応させると、明治四年三月脱稿―四月刊行、すなわち三田移転直後の出版でそのスピードが知れる。編著者福沢、慶応義塾が蔵版と出版、尚古堂発兌（見返し）とあり、義塾を表面に立てた福沢屋と、売捌元としての尚古堂との出版・販売の分業的關係がよくわかる。

この書は当時の初等教育の実状にてらして手習師匠に着目し、「いろは四十七文字より国尽を始とし、傍ら西洋諸書を翻訳」した通俗・実用の文章による習字手本であった。ほかに②窮理図解再刻（明四・六）と③世界国尽再刻（同四・一二、発兌は翌年夏か）との既刊再刻本とあわせ、三田期の福沢屋が教科書出版に中心をおいてスタートしたことがわかる。

④ 学問のすすめ全八のちに初編Ⅴ（明五・二初版）

もともとこれは明治四年十一月、郷里の中津市学校が旧藩主奥平昌邁と旧藩士有志の発意と、福沢の勧めによつて開校されるにさいし、学問の趣意を記して同郷友人に示したもので紙数十枚程度の単独のパンフレットであった。旧藩出身の小幡篤次郎が慶応義塾から派遣され、その初代校長になった。

この小冊子が巻頭に「福沢論吉小幡篤次郎同著」と記し、巻末にも連署しているのは、こうした事情を語る。「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずといへり」で始まる「学問のすすめ」は、特殊具体的に郷里の友人に寄せるアピールであり、読者も少数が予想されていたのであった。

⑤ 童蒙をしへ草初編（明五・六刊）

刊本の序文末尾には五年壬申三月とあるが、福沢家所蔵草稿本には四年辛未四月とあり、三田移転翌月の脱稿と知れる。これは寓話・逸話・教訓を主とした童蒙用修身書で、学制頒布後の翻訳教科書時代には、中村正直の西国立志編と並び、修身教育に広く利用された。

(3) 社会的背景

明治四年七月、御親兵二万の兵力を背景に廃藩置県を断行した政府は、啓蒙専制政治の一環として開明的政策を打ち出した。今まで新政府を攘夷論者、乱暴者の集合と思ひ不信と疑惑を感じていた福沢は、西洋事物の紹介を主眼としたものを著訳・出版してきた。しかし「古今の一大盛衰」を断行しえた明治政府は、今や福沢の教うるに足り援けるに足りる相手となったのである。

少数特定の読者に示すつもりであった「学問のすすめ」は、意想外の広汎な読者を得た。早くも愛知県発行の「学問のさとし」が五年五月偽版として出版されるほど世の注目を集めたのである。こうして、少数数を想定した初版の活版印刷本は、同年六月再刻六年四月三刻のさいは木版和紙本に改められ、販売部数の拡大にこたえたのである。

廃藩置県実施以後の開明政策は、言論界にも新風を吹きこんだ。参議木戸孝允の意図から出た「新聞雑誌」（四年五月第一号）と前後して「横浜毎日」「東京日々」「郵便報知」などの新聞が続々出現し、ブラックの「日新真事誌」もこれに対抗し、政論新聞時代が現出する⁽²⁵⁾。

四年七月の新聞紙条例は掲載記事について規則を示したが、開

明主義の立場から新聞へ期待する態度が見える。出版条例は五年正月、改正公布された。これは二年の旧条例の条文を整えたもので、内容に大差はないが、「成法ヲ誹議シ人罪ヲ誣告スル事ヲ著スルヲ許サス（第二条）」は緩和的となり、納本も五部から三部へと減じ、罰金規定が「事情ニ拠テ罰ヲ議スヘシ（第九条）」となった。所管は学校から文部省に移ったが、三都年行司の自己統制規定も存置された。

福沢は五年の四―七月は関西に遊び、京都の小学校視察をしたり、中津に行き市学校を視察した。その間、五月には従来、政府から借地していた慶応義塾の地所の払下げを受けた。

「福沢屋」は充実期から発展期に入るのである。

六、慶応義塾出版局期の出版活動

（五年八月）

（1）慶応義塾出版局への発展

以上のような社会的条件に恵まれて、福沢屋の業績は一大躍進をとげ、慶応義塾出版局と名づけられる企業体の創設となった。事務所并に工場は今の図書館の所にあった福沢旧宅に移り、人的スタッフも主任朝吹英二、局員八田・松口（前出）桜井恒次郎・萩友五郎・飯田平作・中島精一ら十数人、職工も新たに二〇〇人余を雇入れ、製本所も大いに規模を拡張した。福沢の出版企業は、義塾の教育活動を表面におし出したユニバーシティ・プレスの企業形態として名実共に完成したのである。この出版局創設が、学制頒布と同日であることは、きわめて象徴的である。

「福沢屋論吉」の発展・転換過程（長尾）

福沢は、出版局創設を届出するために、改めて書物仲間問屋組合に加入した。東京都公文書館所蔵「明治五年諸願同綴、勸業課第三十四号」に「書物問屋行事共より三田式丁目福沢論吉同渡世新規加入為致願」がある。これでは「願人福沢論吉」とあるが、なお書物仲間として福沢屋を称していたことは、『戊辰以来新刻書目便覧』所収、東京府下書物問屋姓名記（明治六年刊）に「三田二丁目 福沢 福沢屋論吉」とあるのによっても明らかである。刊行のさいは出版局、書物問屋仲間のあいだでは福沢屋と二枚看板が使われたのである。

（2）学制頒布と慶応義塾

学制序文または「被仰出書」（太政官布告二二四号）は学制の趣旨を周知せしめるものであった。その起草者は判明しないが、福沢の「学問のすすめ」と同系統の思想であり、内容・文章も似ている。⁽²⁶⁾翌六年、欧米視察から帰国した文部少輔田中不二麻呂は文部省顧問 David Murray と共に学制実施に鋭意あたる。田中と親交のあった福沢はこのころその帷幄にあったので、「文部省は竹橋に在り、文部卿は三田に在り」と評され、文部行政の陰の指導者と目されたといわれている。⁽²⁹⁾

義塾出身者が地方の（とくに新設の師範学校）英学教師として赴任する者が多く、⁽³⁰⁾義塾使用の教科書を地方に普及させたが、義塾自身も、大阪（六・一一）、京都（七・二）、徳島（七・七）と積極的に地方に分校を開設した。

これら両者は相まって、出版局の出版物の全国的普及に大きな力となったのである。

(3) 出版書目

この時期の出版物には、①文明開化政策に対応する改暦弁（六・一・一）会議弁（六・一・一）三編（六・一・一）など、②小学用教科書系列の童蒙をしへ草二編（五・九）素本世界国尽（五・一〇）子供必用日本地図草紙（六・七）読み方・作文教科書の文字之教（六・八）がある。

福沢屋の発行した出版物は、「学制」制定後の「小学校用フベキ図書」にその多くを指定された。これによりその需要は飛躍的に増加するのである。

これらと傾向を異にする③帳合之法初編（六・六）は單式簿記教科書（複式の部は七年六月刊）で、簿記学史上草分けの地位をもつ。その本文例示中に「福沢屋ト丸屋」があり、その「凡例」で福沢が実学により「学者も金持と為り、金持も学者と為りて、天下の経済更に一面目を改め」る事を願っているのは、後述する福沢の「総勘定」開始と相対応し、この書の福沢屋にとっての実践的意義を示すものであり、この期の出版企業がいちだんと充実したことがわかる。

(4) 出版事業の規模・収益

福沢は詳細な「家計決算書」⁽³³⁾（六・一・一六付）と「総勘定」（五・一〇年）を残している。この総勘定によると福沢の多方面にわたる出資状況がわかるが、ここではこれを主題に即して抜粋すると次の表のようになる。

第3表のb・cは上に述べた出版局の製本所拡張への出資、a

は福沢の蔵版収益未回収分であり、企業体としての出版局に対し、福沢が著者兼資本家の立場にあることが知れる。

第4表は、出版局創立以来一カ年余を経過している時期であるが、dの蔵版書在庫高が二万両弱の巨額に上ること、出版局への出資が継続され（a・b）、さらに、後に述べる出版社への加入出資（c）が十月一日時点で記載されていることが注目される。

第5表では、cの蔵版代が第4表dに比し著増しているが、これ

第3表 明治6年1月15日総勘定 元手の部（抜粋）

a. 蔵版書代可請取分	6,377両	一貫	375文
b. 製本所元入	5,276	7	464
c. 同 断	200	一	一
(元手総合計)		17,960	)

第4表 明治6年10月1日 総勘定

出の部 めめて	45,693両	7貫	499文
入の部 "	4,547	4	698
差引(出)	41,146	2	801
出の部(抜粋)			
a. 出版局差引貸金	5,333両	9貫	210文
b. " 働社中	753	9	789
c. " 社中出金加入	3,500	一	一
d. 蔵版書製本有品	18,605	3	248
売捌値段に積りたる代金の高			

第5表 明治6年1月より明治7年1月迄勘定

貸借差	金の部	の部	づめて	55,424両	7貫	754文
	金	の部	〃	374	7	473
	引			55,050	—	281
貸金の部(抜粋)						
a.	出版局	バンク		1,172	9	019
b.	〃	入金	(35口)	3,500	—	—
c.	蔵版	代賦	西1月より10ヶ東	33,493	8	735

は「蔵版の仕立中其品十月には未だ出来ざりしゆへ此高の差」ができた。つまり十月現在約一万五千兩の仕掛品があったのを、その後の三カ月に完成品になしうる製本能力が出版局にあったことが知れる。蔵版代三万三千兩を十か月賦とする約束がなされたのは、bの入社金が語る「慶応義塾出版社」成立に伴う措置と思われる。

福沢はこのころの書簡(六・七・二〇)で「出版局も随分盛なり……」官吏や教師が「一年の所得五・六百のメクサレ金を何に用る哉」出版局は「唯今にても一年拾式・三万兩の商売は

七、慶応義塾出版社期の出版活動

(七年一月〜八年九月)

(1) 慶応義塾出版社

出版局は三田期以来の初等教科書や「学問のすすめ」など文明開化期の社会情勢にマッチした好企画により規模を拡大していった。そこで明治七年初頭、組織を改めて合資会社組織の「慶応義塾出版社」とし、株券を出資者に交付した。券面にベンとソロバンとハカリの絵と「筆端能く一生を経緯す。努力以て天下を富貴す」の短文を印刷してある。福沢の学・商一致の主張をよく表したものだといえよう。出版社の業績は好調で、印刷用紙として毎月千俵内外の土佐半紙を仕入れる程であった。

とくに注目されるのは活版印刷機の導入で新たに創刊した「民間雑誌」(七・二以降)や、「学問のすすめ」第四―十一編はこれで印刷した。出版収益は、売上げから諸費用を差引いたものを著者に与え、出版社はその5%の手数料をとる方式であったが、出版物の売れ行きがよかったため、総体として巨額に上り、少なからぬ積立金が多かった。

(2) 出版書目

この時期の新作としては、「帳合之法・二編」(七・六)のほかは、右にあげた「民間雑誌」と「学問のすすめ」四―三編(七・一―七・一二)―四編(八・三)である。

福沢は、明治七年一月元日の慶応義塾社中の会同で演説(学問のすすめ五編として刊行)し、社中の全員が「所得の知見を文明

いたし、随分インポルタンスな」といい、また別の書簡(六・七・二四)で「活計は読書翻訳を渡世いたし、随分家屋も出来、富有の一事に至ては在官の大臣参議など羨むに足らず」と豪語している。

まことに、「文明開化」政策、とくに「学制」施行に支援された出版局期は福沢屋論吉の黄金時代であり、業績の発展・繁栄は華々しいものがあったのである。

「福沢屋論吉」の発展・転換過程(長尾)

の事実「に施」すべく、商売・法律・工業・農業さらに「著書訳術新聞の出版、凡そ文明の事件は尽く取て我私有と為し、国民の先を為して政府を相助け、官の力と私の力とを互に平均して一國全体の力を増」すことの必要を力説している。七年二月の書簡では「最早翻訳に念は無之、当年は百事を止め、読書勉強致候積り」「学問の傍に少々仕事は、小幡君と謀り民間雑誌と申ニウス、の如きものを毎月一兩度づゝ出版の積り」といい、「学問のすすめ」七編までの脱稿を報じて「此節は余程ボールドなることを云ふもさし支えなし。出版免許の課長は肥田（昭作）と秋山（恒太郎）と義塾出身者であり、「大丈夫なる諸人にて面白し」と出版検閲官とのコネを述べている。

福沢も有力会員である明六社は、この二月に成り、三月から「明六雑誌」が発刊される時期であった。文明開化の風潮に乗って言論の自由、新聞・雑誌の盛行を生んでいた。そして、六年五月の井上・渡沢の「財政意見書」の日新真事誌への掲載、十月の征韓論の破裂と西郷・板垣らの下野、十月十九日の「新聞紙発行条目」第一〇―一五条による政治外交の論議批評の一切禁止、七年一月十八日板垣前参議の民撰議院設立建白の日新真事誌への発表などを経て、新聞はいちじるしく政論新聞の色彩を強めるようになってきていた。

福沢はこのような時勢に対応して、義塾出版社を創立してニュース性のある小型雑誌「民間雑誌」創刊にふみきったのである。第一号緒言で「田舎の有志の士」に呼びかけて、地方の実情と問題の来信を乞い「社の記者は諸方の報告を参考して、これを西洋

の諸書に質し、其義を意識して」報告する形式の、読者と共に作る雑誌を日ざしている。

ところが、これに対応する「学問のすすめ」の方は、初―三編の俗語を用い読みやすい大衆啓蒙のパンフレットから転じ、(七年中は毎月一冊、ときに二冊と雑誌に近い発行をしたのに)一月刊行の四・五編から俄然難しい文字を使うようになった。それは福沢が「学者を相手にして論を立てしものなるゆえ」で、第四編「学者の職分を論ず」は当時の洋学者を目標として立論したが、端なくも明六社に属する在官の学者の総反撃を浴びるところとなった。第六編(二月刊)の「国法の貴きを論ず」と第七編の「国民の職分を論ず」(三月刊)は、共に法治国家の国民の国法に対する態度を論じたものであるが、第六編で私裁の不可を論じて敵討と暗殺に触れて赤穂浪士を「大なる間違」とした点や、つづく第八編(四月刊)で「政府なるもの其分限を越て暴政を行ふ」ばあい、「正理を守て身を棄る」マルチルドムを最上策とし、世に忠臣義士と讃えられる者「多くは両主政權を争ふの師に關係する者」であり「其形は美に似」ているが、「其実は世に益することなし」と論じたことから、いわゆる楠公権助論と目されて、新聞雑誌に頻々と投書が掲載せられるなど、その論調は世論を刺戟するところが少なくなかった。

しかし結果的には、それらは「学問のすすめ」への国民的関心を高め、売れ行きを激増させ、福沢が後に「古来稀有の発売」⁽³⁶⁾と自ら豪語する要因の一となったのである。

(3) 「文明論之概略」と言論恐怖時代

いわゆる楠公権助論が招いた世論の反撥に対する弁明書として、苦心、執筆されたのが文明論之概略（緒言八年三月、出版許可四月、同年刊）で、従来「西洋新事物の輸入と共に我国旧弊習の排斥を目的」として来たため敵となった、儒教流の故老を味方しようとの意図から「中途にて著述を廃し、暫く原書を読み、又筆を執り」、「国の独立は目的なり、国民の文明は此目的に達するの術」なることに結論づけたものである。福沢自らの言う「初段は掃除破壊の主義にして、第二段は建置経営の主義」とする著述意図の一大転機がここに具現している。

ひるがえって当時の言論界をみると、民権派新聞と官権派新聞の対立が激しく、郵便報知は旧幕臣栗本錦雲を迎え、福沢門下生の投稿で紙上に論陣をはり、朝野は成島柳北・末広鉄腸、東京曙は古沢滋・大井憲太郎等々論客を迎え、これに対し東京日々は福地桜痴を迎えて、たがいに民選議院論の火花を散らした。

こうした世論に対し、政府は漸進説をとり、八年四月元老院・大審院・地方官会議を設置し、漸次立憲政体樹立の詔勅が出された。つづいて六月二十日、第一回地方官会議を開くと共に、新聞紙条目（八・六・二八）と讒謗律（全目）を公布し、体刑以下罰金の厳罰を科することとし、言論恐怖時代を将来した。

こうした政治過程の中で、「文明論之概略」は執筆され、刊行されたのであった。

(4) 出版条例の改正と「福沢屋」の転換

出版条例も右のような社会状況の中で改正され、八年九月三日（太政官布告一三五号）公布された。それは版權を「専売ノ権」（第二条）と

「福沢屋論吉」の発展・転換過程（長尾）

定義し詳細な規定を罰則と共に設けた。福沢が多年戦ってきた偽版撲滅の法的根拠はここに確立した。しかし、新聞紙条目、讒謗律の禁止条項の延用（第五条）など言論抑圧の面が強化された。そして、文部省から内務省への検閲の所管替えにより、内務官僚の直接の権力支配をうけることとなり、江戸時代以来つづいて来た書物仲間問屋組合が年行司を中心としてもってきた権限は喪失するに至る。

こうして問屋組合の有名無実化により、福沢の書物仲間としての地位、したがって福沢屋の登録名Ⅱ屋号も自然消滅するのである。

(5) 慶応義塾出版社期の規模・収益

以上の時代背景の中で、とくに出版社との関係の中で福沢屋論吉はどのような収益をあげていたのであろうか。第6・7表について考えよう。

第6表 明治8年1月17日總勘定（抜粋）

a. 出版局元金貸	21,500兩	
b. 蔵版益	15,754兩	72文
但し板木彫刻代を 寛に積りてを割引		

第7表 明治9年1月17日總勘定（抜粋）

a. 出版局	21,500兩	
b. //	1,246兩	3貫930文
c. 蔵版益	11,063	1 167

出版社の時期になっても福沢の勘定では出版局のままで記されているが、その債権は貳万兩以上の巨額であり、出版社の福沢への依存の強さが知れる。この債権は九年一月ではさらに別口約一二〇〇兩を加えている。他方、蔵版益が約三〇%減で減少傾向がみられるのは注目に値する。

八、後期福沢屋論吉期の出版活動

(八年九月〜十五年三月)

(1) この期の福沢と慶応義塾出版社

福沢屋の呼称は、八年九月三日の出版条例改正公布に伴い消滅したが、福沢の慶応義塾出版社との関係は、十五年三月まで継続した。それは、主題の福沢屋論吉についていえば、後期とみられるが、また十五年以降の新聞人福沢の、前史Ⅱ転換過程としての性格をもつ時期であった。まず、この期間の福沢の出版社への出資状況と蔵版利益を「総勘定」から表にしてみよう。

第8表 出版社への資本投下と蔵版利益

総勘定	資本投下				蔵版利益			
	両	貫	文	文	両	貫	文	文
明 9.1.17	(イ) 21,500				11,063	1	167	
	(ロ) 1,246	3	930					
10.1.17	(イ) 21,500	—	—		3,721	6	670	
	(ロ) 57	7	030			銭		
11.1.17	(イ) 21,500	—	—		1,186	25		
12.1.17	(イ) 20,650	—	—		3,069	40	95	
13.1.17	(イ) 20,650	—	—		4,823	28	96	
14.1.17	—	—	—		3,166	13	3	
15.1.17	—	—	—		2,537	91	3	

資本投下の欄の(イ)は

八年一月総勘定(第6表)に「元金貸」とあるもので、十一年まで

固定、十二年に減少、十四年に0となり、(ロ)

(イ)は八年の部の「同時かし」で十一年で0となる。蔵版利益は八年

一月総勘定に既に減少がみられていたが、十

年から格段に陥没してきた。十年頃から朝吹

を始め主要社員が他に

転じ、その後は中島精

一が事業を担任したのも、右のような経営不振が原因とみられ、ついに十五年三月、出版社は時事新報を発行する新聞社に変換することになり、従来の出版事業は中島に一切譲渡された。

こうして、福沢屋論吉後期は終結し、言論人・新聞人としての福沢が登場する。

(2) 福沢をめぐる社会状況

福沢屋論吉の視点からこの時期を象徴する事件は、始期としては、新聞紙条例・讒謗律と表裏一体をなす言論抑圧法規としての出版条例改正であり、終期としては十四年政変による大隈参議ならびに、そのブレイクとしての福沢門下の追放である。この間の政治過程は自由民権運動との対抗関係の中での藩閥政権の確立過程であった。

上からの啓蒙政策としての文明開化政策は右の過程の中で大きく転換し、保守思想が教学大旨(一二年)、幼学綱要(一四年)などを典型とする儒教主義の徳育として強制されるようになる。

改正教育令(一三・一二)、小学校教員心得(一四年)は教育における自由主義から干渉主義への転換であった。小学校で使用中の教科書中不適格なものの使用禁止が十三年八月九月ころ命じられ、従来全国的に多数数使用されていた福沢著述の教科用図書は一挙に需要を喪失し、義塾出版社の営業に甚大な打撃を与えた。

廃藩置県・秩禄処分に端を発した士族の経済基盤の激変は、九年の金禄公債発行で、封建家禄の終止符を打たれ、在京の洋学塾(校)の生徒補給源としての士族子弟の入学は急激に減少した。

他方、教育令の改正・中学校教則大綱の制定は、私立学校の整理

を將來した。

こうした社会状況により、慶応義塾も十三年に経営困難となり、福沢の政府や政界有力者への維持資金借入運動も成らず、教員半減、教員俸給削減などのやむなきに至った。結局は、慶応義塾維持法案（二三・一一）による醸金募集で漸く危急を切りぬけたが、総じてこの時期は、義塾経営の困難なときであった。

福沢にとっては東京府会議員（一一・一二～一二・一一）、つづいて東京学士会院会員（一二・一一～一四・一二）とその社会的地位は押しも押されぬものとなったが、その生活の二大支柱である教育経営と出版事業とは共に窮況に陥ったのである。

(3) 出版書目

この時期の福沢の領域は、以前に比し格段に広がる。

第一の系列は、前の時期につづく家庭叢談（九・九～一〇・四）再刊民間雑誌（一〇・四～一一・五）、交詢雑誌（二三・一二）と一連の雑誌出版である。福沢は、それらへの執筆や、義塾出身者の編集する郵便報知新聞への投稿などにより、従来の翻訳者述家から抜け出て言論人としての活動をするようになる。

この点は第二系列としての単行本の領域でも共通で、学者安心論（九・四）から時事小言（一四・九）に至る一連の政治評論は、直接、間接に自由民権論―国会開設論に関係している。

右と別の第三系列に民間経済録（初編一〇・一二、二編一二・八）通貨論（一一・五）や福沢文集（二編一一・一、三編一二・八）がある。

当時未刊の旧藩情（一〇・五稿）や丁丑公論（一〇・一〇稿）

「福沢屋論吉」の発展・転換過程（長尾）

も第二系列に入れてよからう。

ここではこれらの個々に触れる余裕はないが、福沢はとくに第二系列を中心に、次第に官民調和による国権伸長、内安外競を説くようになる。

こうした過程の中で、福沢の政治的姿勢は逐次明確になる。とくに義塾関係者有志が「知識を交換し、世務を諮詢」する目的で発起した「交詢社」⁽⁴⁾は十二年九月以降、全国的な文書・遊説活動で加入者を集め（十三年一月発会式）、十四年四月には私擬憲法案を定めるまでに成長したのである。⁽⁴²⁾

(4) 時事新報発刊への過程

こうした中で福沢は十四年一月、大隈・伊藤・井上三参議から政府の機関紙引き受けを依頼される。一度は断ったが、井上から国会開設の内意をきき、喜んで協力を約束し、その準備を内々進めた。

しかしこれは、即時国会論を主張する大隈への伊藤・井上の反撃により、大隈参議の免官、大隈のブレインとしての三田出身者追放を生む十四年政変が起り、福沢の夢は水泡に帰した。

福沢が時事新報の独力発行の決意を固めたのは、十五年一月、それが現実となったのは三月一日であった。

九、むすびに代えて

一、明治二年十一月～八年九月の期間、福沢は、書物仲間「福沢屋論吉」として出版企業を営み、明治前期としては異数の好業績をあげる。⁽⁴³⁾その黄金時代は五年八月～六年末の慶応義塾出版局

期であった。

二、その間を通じて、書物仲間としては福沢屋を呼称したが、慶応義塾、ならびにそれを冠した出版局・出版社がそれぞれ蔵版・出版の表面に立てられたのは特徴的である。

三、出版物としては、教科用図書が主力となったが、七年以降は雑誌、政論への傾向が強まって来る。

四、そして八年と十五年の転換過程をたどり、ついに福沢は時事新報の創刊にふみきり、言論人となる。

なお、本稿では思想家・教育家としての福沢については触れられていない。その面に焦点を置いて関連的・構造的に考えることは別の機会に譲りたい。(四八・九・一五)

註

- (1) 「福沢屋」と不可分の関係にあった慶応義塾の前史は、①前期鉄砲州時代(安政五・一〇)②前期新銭座時代(文久一)③後期鉄砲州時代(文久三)がある。
- (2) 会田倉吉『福沢論吉、その人と生活』二三九～四二ページ「福沢屋論吉」はこの言葉に「町人論吉」の意気を感じている。なお資料的には石河幹明『福沢論吉伝』が役立つ。本文中一々示さないが負うところが大きい。
- (3) 拙稿『「福沢屋論吉」の生成過程について』(法政史学二五号)
- (4) 慶応義塾百年史上 三一八～九ページ、新銭座塾舎平面図
- (5) 明治文化全集17、新聞編、三四三ページ
- (6) 福沢論吉全集(以下「全集」と略、巻は一巻Ⅱと記す。なお、「ページ」を略)別巻一一三 (7) 17五〇～

- (8) 17六七～八
- (9) この項、美土路昌一『明治大正言論編』第五章「言論関係法規の沿革」所収資料による。
- (10) 全集19「偽版関係文書」に詳しい。(11) (12) 19諸文集二二五～六 (13) 17七一 (14) 17六三～七
- (15) 義塾百年史上三〇四～二二
- (16) 全集7一七〇 (17) 西洋事情巻之四の末尾に禁偽版、慶応義塾蔵版、岡田屋嘉七売弘とある。
- (18) 全集21四二一 (19) 17九六 (20) 19四四一～四、17一一二～三
- (21) 次の三田期に入ると表紙のシマ模様中に慶応義塾蔵版の六字散らし書き白字抜き図柄を採用した。
- (22) 義塾百年史上三三七～三七六。なお同書二七一～二所収「会計小史」によると、福沢より義塾借入は二年一三千元、三年一三二一〇円、四年〇となり、義塾会計と福沢家計の独立した関係がわかる。
- (23) 嶋通夫「中津市学校と福沢論吉」(抜刷)による
- (24) 福翁百話(角川文庫)二六六
- (25) 西田長寿「明治時代の新聞と雑誌」四一～五
- (26) 全集21二九四 (27) 国会図書館所蔵
- (28) 仲新「明治の教育」八九～九〇 (29) 義塾百年史上、四七六 (30) 同上五七五～六 (31) 富田正文「福沢論吉雑攻」二〇～一は、初編と二編以後の間隔約二年、二編以降の一三四月に着目し、福沢の二編以後成立に初編と相当の変更があったと推定している。内外の状況が福沢の著述・出版感覚を刺戟したのであろう。
- (32) 尾形裕康『学制実施経緯の研究』一七七～九、所引、山

崎屋清七板「小学教則書目録」(六年十月)では、福沢の著書八書目二一冊(定価合計二二五匁五分)が改正小学教則準拠の教科書にあげられている。

(33)

以下本項目全集21「福沢家金銭関係諸記録」三、六一一三(34) 17一四九一五一、中上川彦次郎あて(35) 17平山良斎あて(36) 17一六四、莊田平五郎あて(37)「合本学問の勸」序(38) 全集20二四八「掃除破炭と建置経営」

(39)

仲新、前掲書。「学制五十年史」(九四頁)では十三年六月、取調掛設置、同十二月十八日教育上弊害ある書籍の教科書採用禁止を令している。「福沢全集緒言」は十四、五年の頃としている。この時期には文部省著作の教科書が既に十分整備されていた事情も考える必要がある。

(40)

義塾百年史上 七二〇一六によると、入社生徒数は三七七(明四)↓一〇五(明一〇)、在学生生徒数三一九(明四)↓二三二(明一一)と減少し、十、十一年頃の苦況を示す。

(41)

後藤靖「自由民権期の交詢社について(1)」(日本史研究 一三三号)

(42)

家永・松永・江村「明治前期の憲法構想」一六一一八二には三種の交詢社草案がみえる。

(43)

本稿は、福沢の自著に焦点をしぼってきたが、福沢は「慶応義塾蔵版」の名目で小幡篤次郎をはじめ、他人の著書をあわせて刊行して来た。時期的に連続していない不備のものであるが、管見に触れたものを数量的に表示する。自営出版期から福沢屋論吉期への飛躍のようすや、後期福沢屋期にとくに顕著であるが、総じて他人著書の出版の大きいことがうかがえる。

「福沢屋論吉」の発展・転換過程(長尾)

慶応義塾蔵版書目数の推移

(書目数/冊数)

時期区分	資料名	年月	自著	他人著	計
自営出版期	西洋事情外篇	明1・5~8	6/11	1/1	7/12
	英国議事院談	//2・2	12/66	2/3	14/29
後期新銭座期	西洋事情二編	//3・10以後	18/46	14/24	32/72
	世界国尽	//4・12再刻	21/52	15/25	36/77
後期福沢屋論吉期	民情一新	//12・8	33/76		
	慶応義塾出版 社発兌書目	//13.8~14.9	34/83	57/112	91/195
	時事小言	//14.9	36/79		

(この項の調査ができたのは、所蔵資料閲覧を快く許された慶応義塾大学塾史資料室会田倉吉氏のご好意による。謹んで謝意を述べらる。)